

豊臣秀吉禁制状

一幅

指定 平成二年三月二十七日

所在地 いわき市平字堂根町

(いわき市立美術館内)

所有者 いわき市

安土桃山時代・天正十八年(二五九〇)

縦 四五cm、横 六一・三cm

禁制とは本来は、掟や禁令などを広く一般庶民に告知させるため、胸形の板に書き掲示した高札の一種で、主に簡単な命令を記したものをいう。特に、禁制と頭初に書くことから付けられた名称で、板から料紙に記されたものが禁制状である。室町時代以降になると、その型が整えられ定型化していった。まず「禁制」と書き、その下に充所を記し、次に禁令の要旨を簡条書にあげ、終わりに違反者に対する処断文言で結ぶ形式である。室町幕府の出した禁制は三ヶ条を基本とし、簡条が多くなる場合は「付」として扱い、あくまでも三ヶ条にこだわっている。この豊臣秀吉禁制状も、こうした室町幕府の禁制を踏襲した文面によって綴られている。

天正十八年(二五九〇)七月にこの禁制状が出された背景であるが、この年、豊臣秀吉は小田原城を攻め、北条氏政・氏直親子を滅亡させ全国統一を図った。その後、七月二十日、宇都宮城に入り、東北・北関東の諸大名を集め味方する者には領地の安堵状等を与えた。この重大な時期に、岩城家は当主常隆が病没し、その後継者をめぐり家臣団の中で葛藤が生じたが、結局佐竹義重の三男能化丸を養子に迎えた。よって、岩城家の重臣達は能化丸を伴い秀吉に宇都宮城にて対面、安堵状と禁制状を与えられた。

現在、安堵状は伝えられていないが、この禁制状は岩城家の一門で上遠野城主であった上遠野家に伝世したものである。



紙本著色磐城七浜捕鯨絵巻 しほんしやくしきいわきななはまほづめえまき 二巻

指定 平成五年三月二十六日

所在地 いわき市平字堂根町

(いわき市立美術館内)

所有者 いわき市

江戸時代初期

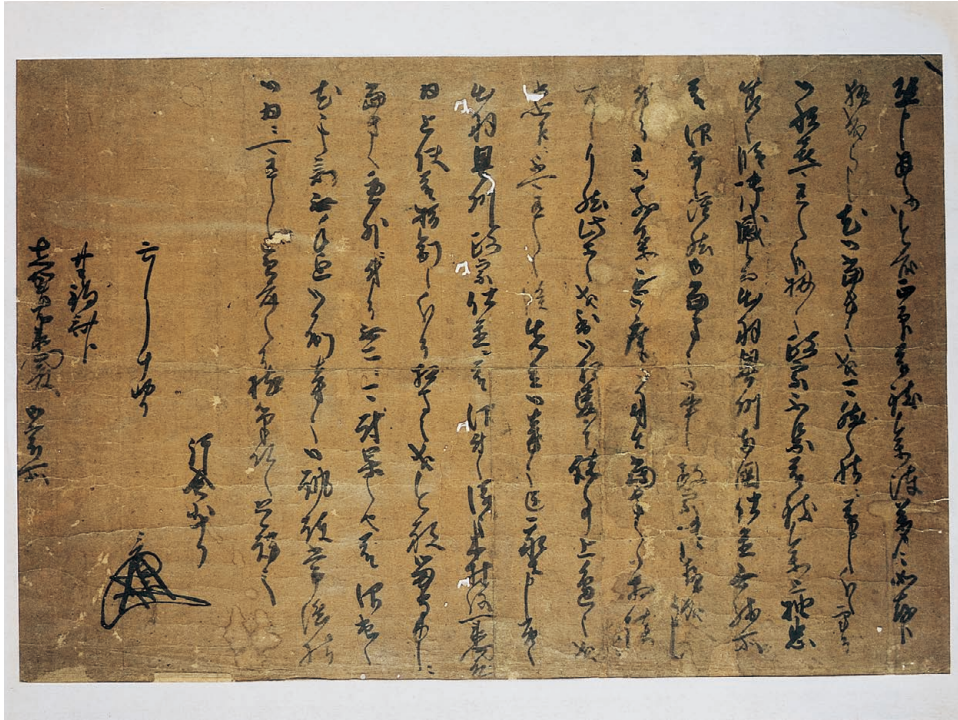
浜の巻 縦 八一・〇cm、横 一、〇七九cm
海の巻 縦 八二・五cm、横 一、〇一七cm

本絵巻は平成四年、旧磐城平藩主・内藤家の子孫である内藤政道氏より、いわき市に寄贈されたものである。

内藤家は元和八年(一六三二)から延享四年(一七七七)に至る一二五年間、七万石の大名として六代にわたり磐城平城を中心に、現在のいわき市の大部分と双葉郡富岡・楡葉・広野・川内の町村を支配してきた。

この絵巻は、領内海岸の捕鯨の様子を描いたもので、詞書はないが、一目でそのストーリーがよくわかる。久之浜沖で鯨を見つけ、それを追って出漁する漁民の情景、波立の葉師堂、江ノ網の洞門を通行する荷をつけた馬、四倉の沖合で向きをかえた鯨、浜に置かれた梶、群がる人々、塩づくりに精をだす人、遠くに見える銅山、細谷の御殿、海岸には松林がつづく。平城下の近くにある弥生山、山崎の専称寺、沼之内の弁天堂。沖合では鯨に乗る漁民、逃げる鯨、江名浜から出漁する船、やっと仕留めた鯨を中之作へ引き寄せる船、下神白の三崎の遠見番所、小名浜では鯨を切りとる人々と御殿、高札場、塩釜の風景など、まさに当時の浜の生活が生きたまゝと描かれている。

磐城での捕鯨は、慶安四年(一六五二)に紀州人により伝えられ、元禄年間(一六八八～一七〇四)まで大規模に行われていた記録があり、当時の捕鯨の状況を知らせる良質の資料である。



片倉景綱書状

一通

指定 平成九年五月十三日

所在地 いわき市平字八幡小路

所有者 個人

安土桃山時代・天正十八年(一五九〇)

縦三三・七cm、横五〇・二cm(上辺) 五〇・四cm(下辺)

この書状は、伊達政宗の家臣・片倉小十郎景綱(一五五七)一六一五が、天正十八年(一五九〇)六月十四日、岩城常隆の執権家老の志賀甘鈞齋武治・右衛門尉武清親子に宛てたものである。当時、景綱の主人伊達政宗は、小田原城主・北条氏政、氏直親子を攻撃していた豊臣秀吉のもとに伺候し、降伏した。

しかし、政宗の内心は秀吉の支配下に入ることを望まず、折あらば南東北を統一して関東に勢力を伸ばそうとしていた。これに対し常隆や政宗と親族である佐竹義重・義宣親子は、秀吉を利用して政宗の勢力を阻止しようとしていた。こうした伊達・岩城・佐竹の三者の対立する状況を踏まえて、この書状を読むと、実に重要な面が隠されていることが分かる。

書状の概略は、次の通りである。

主人の政宗が秀吉のもとに行き、万事思い通りとなった。岩城家も進退がうまく行くよう政宗が申し入れて置いた。秀吉は喜んで、政宗に出羽・陸奥両国を任せると言っていた。岩城家は政宗の取り成しで別状はないから、秀吉への用向きは政宗に相談すると良い。それでなければ、秀吉は望みを叶えてくれなから予め貴方に申しておく。奥羽両国は政宗が支配することになった。そのため、相馬が政宗の不在中に伊達を攻めたので、相馬を討つことにした。だから岩城も遅れずに参加するよう常隆殿に申し上げたい。それが常隆殿の御為なり。

しかし、この書状の大部分が実状にあわない文面で飾られており、交渉のかけひきを知ることが出来るところに面白さがある。なお、本書状は、現在は志賀親子の子孫が所蔵している。



いわき市平字柳町
磐城平城下絵図

一冊

指定 平成十年四月十日

所在地 いわき市平字柳町

所有者 個人

江戸時代・寛政元年(一七八九)

縦 八四・〇cm、横 一七四・〇cm

この絵図は、磐城平藩・安藤家時代の磐城平城及び城下を、鳥瞰図的手法で描いたものである。東には鎌田山、北には赤井岳、西には湯の岳を描き、南には新川と古川の一部分が描かれている。一般には描かれることの少ない城内の櫓・門・蔵などの建物や、本丸内の六棟ほどの建物が細かく描かれている。

城の周囲と西には侍屋敷、東に仲間屋敷、南西部の大館は寺町。安藤家家臣の屋敷の区画には、役職にある家臣と百石以上の国詰め家臣の名前八〇名余りと、その屋敷が読み取れる。

御厩を過ぎた浜街道は、古川と新川に架かる一二〇間の長橋を経て総門(長橋門)に至り、長橋町から研町に折れると、外堀で隔てた町屋敷が東西に並んでいる。一町目から五町目を過ぎて立町までは一直線の道筋であるが、鎌田町で屈曲し、やがて夏井川の渡し場となる。

町屋の通りには一町ごとに木戸が描かれており、神社や寺院名、町名や坂の呼び名など、各所の名称も克明に書き込まれている。

御仕置場が曲田橋のふもとと鎌田町はずれの夏井川の渡し場近くに記されているが、これによって、磐城平藩には処刑場が二ヶ所あったことが確認される。また、曲田橋の近くには「秋田信濃守蔵」の記載があり、夏井川を利用した三春藩の米蔵があったことが分かる。

寛政元年(一七八九)六月に制作されたこの城下絵図は、安藤信成時代の城下のたたずまいを知り得る資料として貴重である。



安藤重長画像 一幅

指定 平成十三年四月二十七日

所在地 いわき市平字古鍛冶町

所有者 良善寺

江戸時代・明暦三年(二六五七)

縦 一三四cm、幅 四一cm

この画像は、安藤家二代当主・重長の肖像画である。画面右上部には「明暦丁午 良峯院殿前京兆司録天譽泰翁居士 尊儀九月二十九日」と墨書されている。明暦三年(二六五七)九月二十九日は重長の命日である。

安藤重長は慶長五年(二六〇〇)の生まれ。元和七年(二六二二)に初代・政長の後を承けて、上野国(群馬県)高崎城主となり、五万六千石を領した。元和九年(二六三三)に、後に三代将軍となる家光の傅役となり、寛永九年(二六三二)には、駿河大納言忠長を高崎に預かる。寛永十二年(二六三五)に寺社奉行となり、同十三年(二六三六)には、朝鮮通信使の接待を命ぜられた。さらに、奏者番や江戸城西丸普請奉行をつとめ、たびたび上使を命ぜられるなど幕府の信頼も厚かった。幕政史上著名な人物である。

画像は全体に紙魚、折れが目立ち、また重長の着する装束の袍(上衣)には一部顔料の剥落が認められるが、保存状態としては比較的良好である。画面左下の朱印は絵師のものと思われるが、現在、朱印が薄れ判読が難しい。冠をかぶり、太刀を佩し、右手に笏を持ち、膝前に平緒を垂らし上畳に座している。束帯装束を着用した肖像画の典型的な形式をしている。また、細い線描きによって重長の様子をよく伝えている。なお、装束の表現は折り目が稜立つように仕立てた強装束に描かれているが、やや形式化されている。おそらく、狩野派の筆とみられる。

磐城平藩・安藤家の来歴を語る、残存する数少ない資料のひとつである。



安藤信友画像

一幅

指定 平成十三年四月二十七日

所在地 いわき市平字古鍛冶町

所有者 良善寺

江戸時代・享保年間(一七一六～一七三〇)

縦 一八九cm、横 六六cm

この画像は、安藤家第四代当主・安藤信友の肖像画である。画面には賛や裏書等はない。全体に紙魚、折れが目立ち、信友の着する装束の袍(上衣)や太刀等に顔料の剥落が認められるが、保存状態としては比較的良好である。冠を被り、袍を着し、袴は指貫を用い、太刀を佩き、膝前に檜扇を置いて、衣冠姿の肖像画の典型的な形式を示している。重長像に比べると、面貌はより写実的に描かれ、装束にも適度な隈取が施されており、さらに袍や太刀なども胡粉を盛り上げ、立体的に表現しようとする工夫が見られる。江戸時代・享保年間の作で、狩野派の筆とみられる。

信友は寛文十一年(一六七二)、高崎城主・安藤重博の子に生まれた。貞享二年(一六八五)に従五位下長門守に叙任し、元禄十一年(一六九八)父の遺領を継ぎ、備中国(岡山県)松山城主となり六万五千石を領した。宝永元年(一七〇四)奏者番をつとめたのち寺社奉行となる。正徳元年(一七一二)美濃国(岐阜県)加納に移される。享保三年(一七二八)大阪城代となり、同七年老中となり、「享保の改革」を行った八代將軍吉宗を補佐した。享保十七年(一七三三)に没し、江戸麹町・栖岸院に葬られた。法名は、龍徳院殿賢譽秀儀澄哲大居士である。

冠里と号して俳諧をよくした信友は、即吟の上手として知られた。冠里の句として知られる「雪の日やあれも人の子樽拾い」は、情感あふれる句として当時の江戸庶民の共感を呼んだ。



つき
形函がたのほこ 二個

指定 平成十五年四月二十五日
所在地 いわき市平山崎字矢ノ目

所有者 如来寺

室町時代・大永六年(一五二六) 大永六年銘の箱 高さ 二〇八・五cm
幅 二五二cm、奥行き 三四五cm

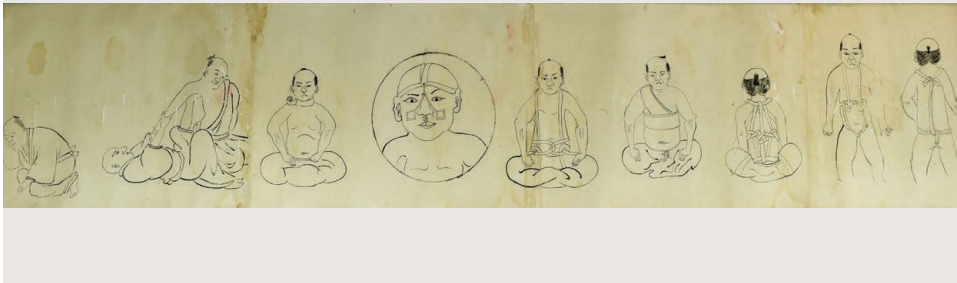
室町時代・大永八年(一五二八) 大永八年銘の箱 高さ 二二一・五cm
幅 二六四cm、奥行き 三五七cm

「月形函」とは、浄土宗名越派の二世明石の住房、善光寺月形房の名に由来し、その派祖尊観や明心、名越派三世と言われ如来寺を開山した良山等による著述を「重書」として広く収集し、これを納めた箱のことで、特に重要視された。

現在、如来寺には大永六年(一五二六)に如来寺十一世の良卜が作らせたものと、大永八年(一五二八)に如来寺十世で、その当時、専称寺七世でもあった良懿が作らせたものと、二つの箱が伝存する。

二つとも大工吉田次郎左衛門によって作られ、椀材を用い、形状は内蓋付被蓋形式で、被蓋・内蓋・身の全ての稜角を一段下げて削り落とす「几帳面」とし、その部分に補強として布を貼り黒漆塗とし、箱全体は摺漆塗とするなど、ほぼ共通した意匠であり、質美で気品のある箱となっている。

また、大永六年銘の箱には内蓋に、大永八年銘の箱には箱裏にそれぞれ作成年月日や発願者、制作者の名とともに、これらを作るに至った経緯が墨書されている。その大意として、大永六年銘の箱には、良卜が如来寺八世良寿が写した重書を集め、新たに「月形之箱」を作り取めたこと、専称寺六世良大のもとに如来寺伝来の手印(伝法の証)や重書が移されたこと、資格の無い者がこれを取扱うことを禁ずることが記されている。大永八年銘の箱には、良懿が大永六年銘の箱に取めた際に不足した写本や切紙などを新たに箱に収めたこと、後世の住持達はこれらを守り、一層励むようにとの内容が記されている。十六世紀前半の大永年間に遡り制作者名などがはっきりと分かる作であり、当時の如来寺と専称寺との名越派主流をめぐる状況を知る上でも重要な史料である。



平藩御典医松井家医学関係資料
一式

指定 平成十七年四月二十七日

所在地 いわき市平下高久字清水

所有者 個人

江戸時代(明治時代)

磐城平藩主・安藤家に仕えた御典医・松井家に伝わる医学関係資料である。

松井家は、安藤家の御典医として安藤家初代重信のときに二代道圓が仕えたのが始まりで、以後十一代玄卓まで仕え、明治維新を迎えた。御典医とは江戸時代に幕府や大名に仕えた御抱医師である。

松井家に伝存する医療器具および医学書類は、御典医の格式をあらわすものが多い。内容は、薬箆筒二点、挟箱三点、薬研三点、薬籠二点、往診箱二点、医療器具一式、薬瓶一式、蘭引用具一点、乳鉢一点、ピーカー二点、調合わん一点、薬壺一点、印籠一点のほか、掛軸五幅、医術伝書三卷、医薬・医療の本が一・二・三点にのぼる。医療器具は鉄製で華岡流、薬瓶はガラス製で薬が残っており、蒔絵の往診箱には内部に器具が収納されている。

これらの資料は、当時の医療水準や当主が習得した医学の知識が高度なものであったことを示すとともに、医術の伝承の経路がわかる資料も含まれており、貴重なものである。また、薬箆筒・薬籠・往診箱などの調度品の多くは優品で、高崎藩・備中松山藩・美濃加納藩・磐城平藩時代を通じて安藤家御典医を連綿と勤めた松井家の格式の一端をうかがうことができる。伝世する資料点数の多さから見ても県内でも希有であり、近世の医学史を語る貴重な資料である。所有者の努力により長持や桐箱に保管され、保存状態は良好であることも付しておきたい。



節婦褒賞の図 一面

指 定 平成十八年四月二十八日

所在地 いわき市小川町塩田字宮ノ後・高萩字家ノ前

所有者 諏訪神社

安政六年(一八五九)

本図は縦の一枚板の横額で、諏訪神社に安政六年(一八五九)三月に奉納されたものである。

嘉永七年(一八五四)二月に上小川村の百姓利左衛門の女房かめは、当地を支配していた小名浜代官所より呼び出しを受け、「其の方は舅と姑に孝養を尽くし、病身の夫と息子の介抱をし、さらに農業に出精している事は感心である」として、褒美として銭三貫文(銭三千文)を与えられた事柄が描かれている。図額の右の白洲の砂利の上に敷かれた筵に座り平伏している女性がかめであり、左に座り申渡しを読み聞かせているのが当時の小名浜代官設楽八三郎のもとで元締を務めた中澤良左衛門であり、縁側に置かれた三宝に褒美の三貫文が載せられている。図の右上の部分には褒賞の理由を述べた申渡しが記されている。

この図額が作成されたのは褒賞を与えられた五年後であり、代官所での褒賞の様子を描き、申渡し文をそのまま載せるなど、奉納額としては珍しい図柄である。さらに村人が多く参集する神社に掲額されている事などから、本図は民衆教化の面を持ち、江戸時代の民政の一端を知りえる史料である。また、小名浜代官所は慶応四年(一八六八)の戊辰戦争の戦禍で焼失し記録類も散逸しているため、その欠を補うものとしても価値が高い。

本図の作者は画面左下の記名や落款から、久保田富信だと分かる。同人は幕末から明治期にかけて小川に関わりを持っていたことが確認できるが、その履歴は不明である。



国魂石室記
奥列磐前郡菅波村大
国魂神社者載祀邈遠
不詳其創造也中係回
祿而記録皆亡唯有鐘
倉將軍家之下支袖判
等而存于祠官之家身
祠官平姓山名隆重其
祖曰国魂三郎九二十



国魂石室記並びに出土品・箱（くわんたまをらしまをら）しゅつどひん 一式

指定 平成十九年六月二十七日

所在地 いわき市菅波字官前

所有者 個人

江戸時代・元禄九年(一六九〇)

元禄九年(一六九〇)に磐城平藩主内藤義孝家臣の中野李慶によつて書かれた「国魂石室記」、および「石室記軸」、延宝七年(一六七九)に出土した「獣骨片二点(破片あり)」「管玉七点」、それらを収める「木箱」「外箱」「内箱」が一式として指定されている。

「国魂石室記」の本文は概ね一行九文字、漢文体五十九行の記述で、内容は大国魂神社の創建に関する事、神主山名氏に関する事、鬼椿ならびに兜塚についての言い伝えが書かれている。なかでも延宝七年に好間江(愛谷江筋)の開削の折、鬼椿の地から石室を発掘して「角」および「管」を発見したことが記録されている点は注目し値する。

「角」は獣骨片を指し、「管」は管玉である。獣骨片と管玉は古墳時代中期から後期のものと推定され、獣骨片は鹿角で刀装具の可能性も指摘される。発掘場所が位置する菅波地区は、縄文時代から平安時代の集落遺跡や国指定「甲塚古墳」を含む十二基の古墳の所在が確認されており、当該の塚もこれら古墳群の一つに包括されるものと考えられる。

元禄五年(一六九二)の徳川光圀による「那須侍塚古墳」(栃木県大田原市)の発掘調査は、日本の考古史上重要な出来事と位置付けられているが、この「石室記」が示す延宝七年の発掘はそれよりさらに十三年遡るものである。出土遺物とともにその経緯を示す文献が残されていることは、磐城の考古学的記録の先駆けをなすものとして史料の価値は高く、学術的にも重要な意義を有するものである。



笠間領勝示 一基

指定 平成二十二年四月二十三日

所在地 いわき市平中神谷瀬戸

所有者 個人

江戸時代(十九世紀)

長さ 一九六・〇cm、幅 二一・五cm

長さ 一九八・五cm、幅 二一・五cm

これは、江戸時代に中神谷に陣屋を構えていた常陸笠間藩の領地境を示す花崗岩製の勝示杭である。「従是西 笠間領」「従是東 笠間領」と刻まれている。

笠間藩をおさめた牧野家は、寛延二年(一七四九)より当地区を二万七千石で支配した。安永七年(一七七八)から寛政二年(一七九〇)までの一時期、磐城平藩領となったが、再び笠間藩領となり、廃藩置県まで続いた。

本勝示は、天保十四年(一八四三)から嘉永二年(一八四九)の間に建てられたと考えられる。作者については知られていないが、笠間藩領神谷陣屋付であった田村郡の村現小野町では良質な花崗岩が採掘されており、附近の職人が地元の岩を使用して制作したと推定される。

牧野家文書の「牧野兵部領分陸奥国磐城郡海岸絵図」には、上新田村と四倉村との境界に勝示杭が確認できる。道をはさんで山手側に「従是西笠間領」、向かいの海岸側に「従是東勝田次郎支配所」とある。以上の例から、平藩塩村と笠間藩中神谷村の村境の、中神谷村の海手に「従是東笠間領」、その向かい側に「従是西笠間領」の杭が建っていたと考えられる。

大名の領地境を示す勝示杭は、江戸時代に数多く作られた。明治四年(一八七二)の廃藩置県によって必要性を失い、当地区においては磐前県によって翌五年頃までに撤去されたと思われる。木で作られる例が多いなか、花崗岩で作られている点が重要であるとともに、数少ない領地境を知る貴重な資料である。



磐城平藩士中村布早関係資料

画像一冊、卷子二巻、軸装一冊

指定 平成二十三年十月二十日

所在地 いわき市平字六間門

所有者 個人

江戸時代後期

磐城平藩主・安藤家に仕えた武士である中村家に伝わった中村布早関係の資料群で、「毛詩雑画巻」一巻、「楊舟画賦」一帖、「図絵染意巻」一巻、「平敦盛・熊谷直実図」一幅からなる。

安永四年(一七七五)に制作された紙本墨画着色の「毛詩雑画巻」は、「毛詩」の文を配して、その意味するところを絵画化し、人物や場面を日本の風俗に置き換えて描いている。

安永七年制作の「楊舟画賦」も紙本墨画着色であり、中国の古典や日本の物語に取材した絵画で、奈良絵本のような情趣が感じられる。

天明六年(一七八六)に制作された紙本墨画着色の「図絵染意巻」も、中国の古典や日本の物語・古画に取材し、実在の動物・空想上の動物・士農工商・芸能民などの画題を描いている。また、動物はそれぞれ特有の描法によって描き分けられ、人物の表情は職業や身分により違いを出している。

江戸時代後期の制作とみられる「平敦盛・熊谷直実図」は、絹本着色で、狩野派の筆法をうかがい知ることができるといえる。

これらは、表絵師の深川水場狩野家三代である狩野梅笑師信に学んだ影響がみられ、安藤家家臣が画題や文芸を独自に解釈して絵画化する教養水準を示す歴史資料として貴重である。

中村布早は、中村則貞を父とし、高橋氏を母として享保七年(一七三二)に生まれ、同十四年に兄中村貞弘の養子となった。明和三年(一七六六)には奏者番、同七年には物頭となり、家禄は三五〇石であった。天明八年に六十七歳で没した。

小川山隆院院長福寺縁起
當寺隆院自營城郡小川村。堂ノ南極西大谷水長谷津
寺領四十石也。再建。元亨二年。岩城小川。勸滿ノ長

三地利 岩福院
下井村 眞光寺
延命寺
下井村 小川山地蔵院
常寺啓頭 成院
上小川村 常慶寺
右寺記一巻 奈嘗修撰以叔于磐
城志中 常持金在岩城地現住梵
律律師為方外之教師囑于新寫
一卒將充于寺庫。予諾之本果絶交
命遷于江戸。不覺歲月過矣。今茲乙
未之夏師以時翁西來訪余。大家里蕃
第乃迎而跨坐諾備茶餅。對歎一
七年忽焉如夢。師又及別日親筆之
需裁不可思也。迺為寫以贈之。
天保六年歲次乙未秋九月七日
晶山編田三善記

長福寺縁起

一巻

指定 平成二十六年五月一日
所在地 いわき市小川町下小川字上ノ台
所有者 長福寺

江戶時代・天保六年(一八三五)
縦 三三cm、横 一、一七〇cm

小川町下小川の長福寺は奈良西大寺の末寺で、眞言律宗の古刹である。この長福寺縁起は、磐城平藩安藤家で中老職を務めた鍋田三善(二七七八〜一八五八、号晶山)が文政七年(一八二四)にまとめ、彼の著作「磐城志」に収録していたものを、長福寺二十七世・覚元からその書写の依頼を受けたが、長らくそれを果たさず、覚元の再願によって天保六年(一八三五)九月にこれを卷子本として写し、覚元へ贈ったものである。

縁起は光沢のある楮紙を用い、その一部に雲英打ちがされた全長一一mを超える長巻となっており、そこに元亨二年(一二三二)の開基からの由来、慶長の二度にわたる火災で焼失した諸堂・諸坊やその再興について、更に境内末社、什物、山門額、代々檀那衆等過去牒、再興大壇那、法系、そして古文書の写しが記される。とりわけこの古文書部分は、正中元年(一三三四)二月九日付の小河義綱寄進状など中世文書二十六通、近世前期の二月十一日付の内藤義概書状一通からなっており、それらは虫損までも忠実に模写されているばかりでなく、その一通ごとに三善による考証が加えられるなど、寺社の縁起としてはとても希少な例となっている。

現在、本縁起に取められた古文書の原本は伝存しておらず、中世小河家、岩城家の資料としても極めて貴重なものである。一方、天保十二年(一八四一)、居宅の火災によって三善の長年の著作や資料の多くが失われてしまったことから、近世後期のいわきの代表的文化人であった彼の著作としても貴重である。



安藤家狩場の図

一幅

指定 平成二十六年五月一日

所在地 いわき市内郷級町板宮沢

所有者 個人

文化十年(一八三三)

この絵図は文化十年(一八三三)十一月、初入り部した磐城平藩主・安藤信義がおこなった狩りの様子を描いている。狩りは内郷の下級村に本営を置き、名主・齋藤弥左衛門宅を休息所として大規模におこなわれている。画面には丘陵と道が描かれ、霞がたなびくなか松や杉の木立がまばらに描かれ、一般的な山水画や名所図の理想化された風景表現ではなく、画中に地勢や位置関係を正確に再現しようとしている。

特に、画面左下に本営となった齋藤家については詳細に描かれている。跋文には「青沼升正應齋藤氏之需畧図畫」(青沼升正が齋藤氏のもとに應じ略図を描く)とあり、本図は齋藤家が藩主の狩りの本営に選ばれたことの栄誉を記念して描かれたことが窺える。

江戸時代における狩りは単なる娯楽というより軍事訓練や領主権力の誇示の面が強く、本図においても陣所に張られた幕の色や家紋、馬印が詳細に描かれており、藩主である安藤家の他に、家老や物頭といった上級家臣が参加していることを知ることができる。

加えて、本絵図は当時の当該地の様子が描かれており、現在とは様子が異なる近世後期の里山の景観をよく伝えている。さらに二階建ての住居や白壁の土蔵からは名主クラスの屋敷構えについても知ることができる。

作者の青沼升正は、磐城平藩士で画をよくした中村布早の実子であり、父から画法を学んだとされる。青沼家の養子となり狭山と号している。本絵図は作品が少なくとされる青沼升正の画業が分かる作品である。



木造愛染明王坐像

一 軀

指 定 平成二十七年五月一日

所在地 いわき市平下神谷字宿

所有者 神照寺

安土桃山時代文禄五年(二五九六)

この木造愛染明王坐像は、真言宗智山派の神照寺に伝わった仏像である。神照寺は、山号を花園山、院号を山王院といい、花園社(現愛宕花園神社)の別当寺でもある。

本像は、梶材の一木造の坐像で、玉眼嵌入、三目六臂、麻布貼漆地朱彩が施され、結跏趺坐する。頭髮が逆立ち、憤怒の相を表し、当初は頭に獅子冠を戴いていたとみられ、頭頂部には別材を矧ぐ。現在では、頭頂部材、両玉眼、金剛鈴・金剛弓・五鈷杵・金剛箭・蓮華の持物などが欠失している。

内刳りされた像内の背面に良識が記した墨書によると、本像は岩城貞隆・好間隆家の二人が大旦那となって文禄五年(二五九六)八月五日に制作され、その作者は吉祥院弟分の乗惇院であることが判明する。造立の目的は、岩城氏領内の仏法を紹隆して繁昌させることであった。全体的に素朴で平面的な造形であり、吉祥院・乗惇院などは在地系の仏師とみられる。

岩城貞隆は、常陸国太田城(茨城県常陸太田市)主佐竹義重の三男で、天正十八年(二五九〇)に八歳で岩城常隆の養子となった。その後、貞隆は関ヶ原合戦で徳川家康方への不参を理由に慶長七年(二六〇二)五月八日、江戸幕府より所領を没収された。また、好間隆家は、『石城郡誌』によると、文禄元年に常陸国車城茨城県北茨城市)主より所替となり、花園社を常陸国からこの地に勧請したという。

福島県内では中世に遡る愛染明王像の作例は少なく、この仏像は地方の豊臣大名層の信仰や造像活動の具体的な遺品として歴史的な価値が高いと言えよう。



木造青岑珠鷹禪師坐像

一 軀

指 定 平成二十七年五月一日

所在地 いわき市平下荒川字諏訪下

所有者 龍門寺

江戸時代・延宝六年(一六七八)

この木造青岑珠鷹禪師坐像は、曹洞宗の龍門寺に伝わった仏像である。龍門寺は、山号を禪勝山といい、青岑珠鷹禪師によつて開山され、戦国大名岩城氏の菩提寺としても知られる。

本像は、寄木造りの坐像で、玉眼を嵌入し、胡粉地に彩色が施され、開山堂に安置されている。円頂で、法衣を着け、左肩より袈裟を懸け、左肩前で鑲で吊る。右手で鉄造漆塗りの如意を取り、左手の持物は欠失している。彩色は、衣部が朱彩、袈裟背面条葉部に唐草文、田相部に麻の葉繋ぎ文・格子文・七宝繋ぎ文などが黒地に金泥で描かれている。

作者は京都正系仏師の玄慶法橋廣峯で、本像には定型化が見られるが、中央仏師の作らしく整った造形であり、彩色も丁寧な仕上げである。玄慶は、専称寺の磐城平藩主内藤義概(義泰)側室坐像・家老松賀族之助室坐像や鎌倉光明寺の内藤忠興坐像などを制作し、また長福寺蔵木造地藏菩薩坐像院誉作の修理も手掛け、磐城平藩の御用仏師的な存在であったとみられる。

この像の像底には延宝六年(一六七八)三月二十五日に磐城平藩儒臣葛山為篤によつて書かれた銘記が存在し、造立にあつて内藤義概室や松賀概純室の寄附があつたことが知られる。銘記の部分は黒漆地に朱漆で書かれ、銘記を特別な存在として扱っている。また、裳裾裏には玄慶の墨書と花押があり、像内背面にも漆塗りの木札が釘付けされ、墨書銘が存在している。為篤は、「磐城風土記」を寛文十年(一六七〇)に完成させたほか、「飯野八幡宮縁起奥書」を草したり、如來寺蔵十王図修理費寄進の際も軸裏に墨書を認めている。



奥州磐城平城下絵図

一鋪

指定 平成二十八年五月二日

所在地 いわき市小名浜字上町

所有者 個人

江戸時代・寛延二年(二七四九)

縦 一四〇・五cm、横 一六七cm

延享四年(二七四七)、それまで百三十二年間この地を治めていた磐城平藩・内藤家は、日向国延岡へ転封となった。その二年後の寛延二年(二七四九)に、内藤家の家臣である小林全當がその記憶をもとに描いたとされるのが、この絵図である。

絵図は本丸を中心に城下町全体を収め、道路や水路、武家地や町人地など土地利用に応じて色分けされ、近世の絵図の典型的な表現となっているが、記憶によるところの表現であり、地形等はやや正確さを欠く点もある。その一方、城内の曲輪や枳形、城門や櫓、蔵などの他、飯野八幡宮といった主要な建物が具体的に描かれており、また、武家地においては大身の家臣のみならず小身の者たちの名前まで記している。更に、町人地では各町木戸や高札場の他、四町目の一里塚や三町目の銭湯、城下の水路の処々には水車の記述も見えるなど、城下町の生業の一端をうかがうことができる。加えて絵図の余白には、城門や櫓の数や名称、城下や領内で開かれる市の日、領内に置かれた役所の場所と、そこまでの距離も記されている。

このように、本絵図は十八世紀半ば、磐城平藩・内藤家支配末期における家臣達の配置や、平城下のみならず領内の様子を知る上で重要なものである。また、全當がその押紙に「只古郷忘しがたく心に浮ミたるにまかせ記之而已」と絵図作成の理由を述べており、遠く故郷を想う内藤家の家臣達の心情にせまる上でも貴重な史料である。